

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
平成28年3月4日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
厚生年金保険関係	2件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	0件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500310 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500118 号

## 第 1 結論

請求者の A 社 B 事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 50 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日に訂正し、同年 1 月の標準報酬月額を 9 万 8,000 円とすることが必要である。

昭和 50 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 50 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 50 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで

私は、昭和 42 年 3 月 20 日付けで A 社に入社し、昭和 52 年 7 月 15 日まで継続して勤務していたが、請求期間に係る厚生年金保険被保険者の記録が無い。

請求期間は、同一企業内の A 社 B 事業所から同社 C 事業所に異動した際に発生した期間であり、その間も継続して勤務し、厚生年金保険料も控除されていたと思うので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社 B 事業所から提出された決裁書類（転勤に関する件）の写し及び請求者の雇用保険の被保険者記録から判断すると、請求者は、A 社に継続して勤務し（昭和 50 年 2 月 1 日に同社 B 事業所から同社 C 事業所に異動）、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者の A 社 B 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和 49 年 12 月の記録から、9 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料がなく不明としているが、昭和 50 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日までの期間について、事業主が資格喪失年月日を昭和 50 年 2 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 1 月 31 日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の昭和 50 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付する場合を含む。）、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1500302号  
厚生局事案番号 : 九州(厚)第1500119号

## 第1 結論

請求者のA社における平成15年8月13日の標準賞与額を110万4,000円に訂正することが必要である。

平成15年8月13日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年8月13日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和54年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年8月13日

私がA社B支社に勤務していた期間中である、平成15年8月分の賞与について、年金事務所から厚生年金保険の記録が無い旨の連絡があった。請求期間当時の賞与明細書を確認したところ、確かに賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されているので、調査の上、標準賞与額の記録として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された「2003年夏季賞与明細書」により、請求者は請求期間に係る賞与の支払を受け、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準賞与額については、前述の資料により確認できる請求者の賞与額及び厚生年金保険料控除額から110万4,000円とすることが妥当である。

さらに、賞与の支給日については、請求者から提出された預金通帳により確認できる入金日の記録から、平成15年8月13日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、当時の事業主は、平成15年8月13日に支給した賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、当該期間の厚生年金保険料を納付したか否かは資料がないため不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。